

平成 30 年 3 月 28 日
消 防 庁

消火器点検アプリ（試行版）の提供開始

消防庁では、消火器の点検や点検結果報告書の作成を支援するため、平成 30 年 4 月 1 日から「消火器点検アプリ（試行版）」の提供を開始しますので、お知らせします。

1 目 的

消防法令により設置することが義務付けられた消火器は、定期的に点検し、消防署等に報告する必要があります。

また、本日公布された消防法施行令の一部を改正する政令等により、平成 31 年 10 月 1 日から一定の小規模な飲食店等にも新たに消火器具の設置が義務付けられることとなったことから、これらの施設の関係者の方々が御自身で消火器の点検と報告書の作成を行うことを支援するためのツールの一つとして提供するものです。

2 消火器点検アプリ（試行版）の概要

本アプリは、写真等を用いた案内により、消防法令に規定する点検項目の基準に適合しているかどうかを選択するとともに、その点検結果を消防法令に定められた報告書の様式に反映し PDF ファイルとして出力することができるアプリです。（詳細は別紙参照）



3 使用方法

「App Store」や「Google Play」で「消火器点検アプリ」と検索の上、ダウンロード可能です。
※ 本アプリは、iOS11 以上の iPhone 及び iPad、Android OS 7.0 以上のスマートフォン及びタブレット端末で利用可能です。



【連絡先】

消防庁予防課 塩谷、四維
TEL : 03-5253-7523
FAX : 03-5253-7533

1. 背景・目的

平成30年3月28日公布の消防法施行令の一部改正（平成31年10月1日施行）により、150㎡未満の小規模な飲食店等において新たに消火器具の設置が義務付けられる。

⇒小規模な飲食店等の関係者が、自ら消火器の点検及び報告書の作成を行うことを支援するためのツールの一つとして提供する。

※ 平成30年4月1日から試行版を運用し、平成31年10月1日までに本運用開始予定。

2. 対象とする利用者

政令改正により新たに消火器具の設置が義務付けられる小規模な飲食店等の関係者

3. 対象消火器

小規模な飲食店等で一般的に設置すると考えられる消火器（粉末消火器、強化液消火器等）

（※ ただし、内部点検が必要となる、製造年から3年（蓄圧式の消火器にあっては製造年から5年）を経過したものは、アプリによる点検の対象から除外し、専門業者への依頼又は買い替えを推奨。）

4. 主な機能と利用の流れ

- ① 建物の名称、所在地、用途、消防用設備等の基礎情報等を入力して初期登録。
- ② 初期登録された情報に基づいて、半年ごとに点検を実施し、1年ごとに報告するように知らせる。
- ③ 点検実施時、アプリ上の点検実施画面の案内に従って、消火器の不良な状態を例示した写真などを閲覧しながら、点検基準に適合しているかどうかを選択する。
（点検の結果不良箇所があれば、取替え等の措置を案内。）
- ④ アプリ上で、入力された内容を点検結果報告書（消防法令に定められた様式）に反映してPDFファイルとして出力する。

＜イメージ＞

小規模飲食店等
の関係者
（オーナー等）

①ダウンロード・建物情報等登録

②点検時期お知らせ機能

③画面に従って点検結果を入力

④法令様式に反映し、PDF出力



＜参考＞消火器の点検パンフレットの作成

小規模な飲食店等の関係者が、自ら消火器の点検及び報告書の作成を行うことを支援するためのもう一つのツールとして、以下の内容を中心とした消火器の点検パンフレットを作成。

- ① 対象は、小規模な飲食店等において主として設置すると考えられる、蓄圧式の消火器（粉末消火器及び強化液消火器）とする。
- ② 点検基準や点検要領をもとに、写真やイラストを用いてわかりやすく簡便に点検方法を説明。
- ③ 設置数が1～2本程度の蓄圧式の消火器の点検を想定した点検結果報告書の記入例を示す。
- ④ 蓄圧式の消火器は、製造年から5年を経過すると実際に放射する点検が必要となり、自ら点検を実施することは困難と考えられることから、取替えなどの措置や廃棄方法を案内。

＜パンフレットイメージ＞

